

『部落差別の解消の推進に関する法律』

『部落差別の解消の推進に関する法律』

第一条(目的)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条(基本理念)

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第三条(国及び地方公共団体の責務)

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第四条(相談体制の充実)

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第五条(教育及び啓発)

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第六条(部落差別の実態に係る調査)

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

資料②

人権教育講師派遣

この事業は県教育委員会が人権問題講師団として登録している講師を派遣し、研修や、講演等に活用していただく事業です。

講師

大分県人権問題講師団59名

※各講師が対応できる講演内容等の詳細については、下記 HP を参照ください。

申し込みの流れ

- ① 大分県人権問題講師団一覧をご覧ください、人権教育・部落差別解消推進課に電話
- ② ①で講師の連絡先を聞き、希望する講師に連絡
- ③ 講師と日程等の調整
- ④ 講師団派遣申請書（様式 1）を人権教育・部落差別解消推進課に提出
- ⑤ 人権教育・部落差別解消推進課が講師に文書発送
- ⑥ 講演実施
- ⑦ 講師団派遣報告書（様式 2）を人権教育・部落差別解消推進課に提出

講師の謝金等について

- 1) 学校、PTA、自治会主催 等 ⇒ 旅費謝金は県が負担します。
(過去2年以内の活用がある場合は講師紹介のみとなります。)
- 2) 市町村主催事業
・ 連続講座、人権研修 等 ⇒ 旅費謝金は主催者で負担願います。

ダウンロード先

大分県教育委員会トップページ > 組織でさがす > 教育庁各課・室 >
人権教育・部落差別解消推進課 > 人権教育の講師派遣

市町村人権教育推進事業 人権教育の講師を派遣します！

人権教育の講師を派遣します！

派遣先

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育機関（児童生徒への講演、教職員研修、等）
- 社会教育関係団体（PTA研修、自治会主催人権教育研修、等）

講師

- 大分県人権問題講師団 66名（平成30年度大分県人権問題講師団一覧 [Excelファイル/49KB]）
※各講師が対応できる講演内容等の詳細については、別紙（大分県人権問題講師団一覧）を参照ください。

講演の内容及び形式

内容（人権課題）

キーワードでさがす

Google Custom Search

分類でさがす

- 学校教育
- 文化
- スポーツ

目的でさがす

組織でさがす

講座内容や講師の紹介の相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

